

残骨灰処理委託へ新規参入を希望する者の審査を行う際の提出を求める資料

平成27年 4月

公益財団法人ふくおか環境財団
(福岡市葬祭場指定管理者)

福岡市 残骨灰の処理基準	基準に適合する説明資料
1 基本方針	
(1) 処理フロー	
残骨灰は、残骨と金属片、ガラス片、陶磁器片その他の夾雑物並びに有価物を含む残灰に分別を行い、それぞれ適正な処理を行うこと。	処理フローを提出すること。
(2) 分別処理及び排出物の処分の関係法令の遵守について	
分別処理及び排出物の処分は、関係法令を遵守すること。	関係法令を遵守する旨の書面を提出すること。
(3) 分別した残骨の埋却について	
分別した残骨は、宗教的感情に配慮し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障のないよう埋却すること。	これらに配慮し、支障のないよう埋却する旨の書面を提出すること。
(4) 残骨の埋却可能量について	
残骨を埋却する場所（以下、「埋却場」という。）は、受託した残骨の量に応じた容量を受託者の責任のもとに確保すること。	①埋却可能量を明示すること。 ②埋却場の写真を提出すること。
(5) 有価物を含む残灰の資源の再利用の再利用について	
有価物を含む残灰については、極力売却処分を行い、資源の再利用を図ること。	福岡市葬祭場の方針のため提出資料は不要。

福岡市 残骨灰の処理基準	基準に適合する説明資料
2 分別等の処理基準	
(1) 保管基準	
1) 保管場所から残骨灰が飛散し、流出し、若しくは地下に浸透し、又は悪臭が飛散しないよう次に掲げる措置を講じること。	①残骨の保管場所の図面を提出すること。 ②残骨の飛散防止措置を明示すること。
ア) 残骨灰は、床が不浸透材料である建築物内の専用区域に保管すること。	残骨の保管場所、保管状況の写真を提出すること。
イ) 残骨灰は、大気中に飛散しないよう梱包する等必要な措置を講じ、整理整頓に努めること。	保管方法を明示すること。
2) 保管場所に応じた適正量とし、過剰な量を保管しないこと。	残骨の保管容量を明示すること。
(2) 分別処理に関する基準	
1) 破碎機、摩砕機、ふるい、ベルトコンベア、バケットコンベア等、乾式で行う施設にあっては次に掲げる措置を講じること。	処理フローを提出すること。 各処理装置の写真を提出すること。
ア) 分別処理施設は、建築物内に設置すること。	
イ) 分別処理施設は、フード及び集じん機が設置されているか、又は防じんカバーで覆われていること。	
2) 水洗式破碎施設、水洗式分別施設、沈澱施設等、湿式で行う処理施設にあっては次に掲げる措置を講じること。	排水許可証等の写しを提出すること。 汚泥等の処理方法を明示すること。
ア) 排水は、排除基準を遵守のうえ公共下水道へ排除すること。	
イ) 水処理にともなって発生する汚泥等の廃棄物は、廃棄物処理法に適合する処分を行うこと。	
(3) 夾雑物等の処分に関する基準	
1) 分別した金属片、ガラス片、陶磁器片その他の夾雑物については、廃棄物処理法に適合した処分を行うこと。	夾雑物の種類ごとの処理方法を明示すること。
2) 有価物収集は、その量を記録し保管の際には廃棄物と区分すること。	①有価物の保管場所の図面を提出すること。 ②有価物の保管場所の写真を提出すること。
(4) 有価物を含む残灰の処分に関する基準	
1) 有価物を含む残灰については、極力売却処分を行い、資源の再利用を図ること。	入札要件になるため、提出書類は不要。

福岡市 残骨灰の処理基準	基準に適合する説明資料
3 残骨の取扱い等の基準	
(1) 取扱い基準	
<p>残骨は、「墓地埋葬等に関する法律」の趣旨に従って取扱い、防災に努め、かつ周囲の環境を汚染しないよう埋却すること。 また、残骨は動物の骨など他のものと混合して埋却するなど、宗教的感情を損なう取扱いをしないこと。</p>	<p>取扱い基準に適合していることを証明できる図面、写真を提出すること。</p>
(2) 埋却場の設置要件及び管理基準	
<p>埋却場の設置場所は、国道、県道その他主要道路、鉄道、軌道、 1) 河川、海、公園、学校、病院その他公共施設又は人家からの距離が100メートル以上であること。</p>	<p>取扱い基準に適合していることを証明できる図面、写真を提出すること。 埋却場の設置場所の住所、名称を明示すること。 埋却場の位置、搬入ルートがを明示した地図を提出すること。</p>
<p>但し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障の生じるおそれがないと認めるときは、この限りではない。</p>	<p>福岡市葬祭場の方針のため提出資料は不要。</p>
<p>2) 残骨の流出や災害を防止するため、自重、土圧、水圧、及び地震に対し構造耐力上安全な擁壁等を設けること。また、擁壁等には残骨、地表水、地下水、土壌等の性状に応じた腐食防止のための措置を講じること。</p>	<p>残骨の流出や災害の防止方法、擁壁等の腐食防止対策の図面や説明書を提出すること。</p>
<p>3) 擁壁等の安定保持のため、必要ある場合は埋却地内の雨水等を排出することができる設備を設けること。</p>	<p>雨水の排出方法（自然流下、ポンプ排出等）の図面を提出すること。</p>
<p>4) 地盤の滑りを防止する必要がある場合は、地滑り防止工が設けられていること。</p>	<p>地滑り防止工の図面を提出すること。必要がない場合はそれを説明できる資料を提出すること。</p>
<p>5) 埋却場の周囲には、地表水が開口部から埋却場へ流入することを防止するための開渠その他の設備を設けること。</p>	<p>埋却場へ地表水が流入するのを防止する構造図、設備図を提出すること。</p>
<p>6) 埋却場は杭その他の設備により他と区分し、みだりに人が立ち入ることがないようにその範囲を明らかにしておくこと。</p>	<p>図面、写真を提出すること。</p>
<p>7) 残骨の最終埋却場であることがわかる立札その他の設備を設けること。</p>	<p>図面、写真を提出すること。</p>
<p>8) 埋却場所は定期的に点検し、擁壁等が損傷する恐れがあると認められるときは、速やかにこれを防止するための措置を講ずること。</p>	<p>管理体制、点検記録を提出すること。</p>

福岡市 残骨灰の処理基準	基準に適合する説明資料
9) 残骨の埋却は土砂と交互に行い、埋却が終了した箇所は50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。	埋却方法、埋却終了後の最終状況の計画書を提出すること。
10) コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、前各号の基準を緩和し、又は適用しないことができる。	コンクリートなどの不浸透性材質によって残骨と土壌を遮断して埋却する場合は、構造図、写真を提出すること。
追記 埋却場所は、遺族のお参りを考慮し、福岡県内及び福岡県に隣接する県内に有すること。	埋却場所の住所及び位置図を明示すること。

福岡市 残骨灰の処理基準	基準に適合する説明資料
4 碑石形像類の設置等	
(1) 碑石形像類の設置	
埋却場又はその近接地に碑石形像類を設けること。なお、当該碑石形像類に近接する場所に動物の慰霊碑等を設けないこと。	碑石形像類の写真を提出すること。これから設置する場合は、計画図を提出すること。
(2) 書類の備付等	
次に掲げる帳簿書類を備付け、委託者の求めに応じて閲覧できる措置を講じること。	
・ 処理処分に係る施設設備の配置図、系統図の図面、構造物の安定計算書等	図面、計算書等を提出すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入量、処理量、埋却量を記載した書類 ・ 廃棄物処理に係る書類（委託契約書、マニフェスト等） ・ 有価物量、有価物売却先等を記載した書類 ・ その他自主管理を行った書類（水質検査結果、汚泥性状検査結果、騒音測定検査結果等） 	受託した場合には、これらの書類が提出できる旨を記載した書類を提出すること。